

# 議会運営委員会

日 時 令和3年12月8日(水)  
予算・決算特別委員会全体会終了後  
場 所 第1委員会室

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 議 題

(1) 全員協議会の開催について

(2) 島田市議会会議規則、島田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

.....資料1

## 4 その他

(1) 令和3年度 第1回議会報告会「市民との意見交換会」課題調査票の提出について

.....資料2

## 5 閉 会

## 島田市議会会議規則、島田市議会委員会条例の一部改正について

### 島田市議会会議規則の一部改正について

多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、標準市議会会議規則の一部改正が行われ、これを受け関係条文を改正するもの。

#### 1 欠席等する場合の理由の明文化

- (1) 会議に出席できない理由を「公務、疾病、出産その他事故」としていたが、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由」と具体的な例示として規定する。
- (2) 出産の場合は、他の欠席とは異なる事情を有するため、産前産後の母体保護の観点から具体的に欠席期間の範囲（産前8週、産後8週）を明文化する。

### 島田市議会委員会条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症対策等のやむを得ない理由から、委員会の開会場所への参集が困難と判断される場合にオンラインを活用した委員会を可能にするため。また、多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、標準市議会会議規則の一部改正が行われたのを受け改正するもの。

#### 1 開会方法の特例（オンライン）

- (1) 災害その他のやむを得ない理由により、または、重大な感染症のまん延を防止するための措置の観点から委員会を開会する場所への参集が困難と認める場合

#### 2 欠席等する場合の理由の明文化

- (1) 会議に出席できない理由を「公務、疾病、出産その他事故」としていたが、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由」と具体的な例示として規定する。
- (2) 出産の場合は、他の欠席とは異なる事情を有するため、産前産後の母体保護の観点から具体的に欠席期間の範囲（産前8週、産後8週）を明文化する。

### 会議規則、委員会条例新旧条文対照表

別紙のとおり

例規名 島田市議会会議規則

新 条 文

(欠席、遅刻又は早退の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件の議事を全て終了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。

(発言の許可)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員が全て発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 省略

3 省略

(表決の順序)

第72条 省略

2 省略

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(議長の秩序保持権)

第103条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

旧 条 文

(欠席、遅刻又は早退の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件の議事をすべて終了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。

(発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員がすべて発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 省略

3 省略

(表決の順序)

第72条 省略

2 省略

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(議長の秩序保持権)

第103条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

新 旧 条 文

対 照 表

例規名 島田市議会委員会条例

新 条 文
<p>(招集)</p> <p>第10条 省略</p> <p><u>(開会方法の特例)</u></p> <p>第10条の2 委員長は、災害その他のやむを得ない理由により、又は重大な感染症のまん延を防止するための措置の観点から委員会を開会する場所への委員その他出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用し、委員会を開会することができる。</p> <p>2 委員等は、オンラインを活用した委員会においてオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第12条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第39条 発言は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後にしなければならない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第41条 発言は、<u>全て</u>簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第43条 省略</p> <p>2 委員長がオンラインにより出席した場合における前項の規定の適用については、<u>同項中「委員席に着かなければ」とあるのは「その旨を宣言しなければ」と、「委員長席に復する」とあるのは「第14条に規定する議事の整理及び秩序の保持を行う」とする。</u></p> <p>(表決の順序)</p>

旧 条 文
<p>(招集)</p> <p>第10条 省略</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第12条 委員は、公務、疾病、<u>出産その他事故のため</u>欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第39条 発言は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後にしなければならない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第41条 発言は、<u>すべて</u>簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第43条 省略</p> <p>(表決の順序)</p>

第52条 省略

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第53条 委員会 (オンラインを活用した委員会を除く。)は、その議決により秘密会とすることができる。

2 省略

第52条 省略

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第53条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

2 省略

# 資料 2

## 課題調査票(議会運営委員会)

A分類:政策課題候補として分類

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2		該当なし		
3				

B分類:情報提供素材として分類(情報提供分類:当局へ情報提供)

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2				
3				
4				
5				

C分類:情報提供素材として分類(情報提供分類:委員)

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1	本会議の録画配信	本会議の録画配信について、迅速な公開を求める意見があった。		
2	議会報告会の資料	配付資料と報告内容が一致していなかったため、わかりづらいとの意見があった。		
3				
4				
5				

# 課題調査票(総務生活常任委員会)

A分類:政策課題候補として分類

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2		該当なし		
3				

B分類:情報提供素材として分類(情報提供分類:当局へ情報提供)

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2				
3		該当なし		
4				
5				

C分類:情報提供素材として分類(情報提供分類:委員)

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2				
3		該当なし		
4				
5				

# 課題調査票(厚生教育常任委員会)

A分類:政策課題候補として分類

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2		該当なし		
3				

B分類:情報提供素材として分類(情報提供分類:当局へ情報提供)

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1	新型コロナウイルス感染症対策	迅速正確な情報発信とワクチン接種(3回目)のスムーズな実施をお願いする。		
2				
3				
4				
5				

C分類:情報提供素材として分類(情報提供分類:委員)

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2				
3		該当なし		
4				
5				



# 課題調査票(経済建設常任委員会)

## A分類:政策課題候補として分類

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2		該当なし		
3				

## B分類:情報提供素材として分類(情報提供分類:当局へ情報提供)

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1	観光振興	イベント場所や観光地を回る巡回バスの運行に関する意見があった。		
2				
3				
4				
5				

## C分類:情報提供素材として分類(情報提供分類:委員)

	課題・テーマ	問題(現状)分析	備考1	備考2
1				
2				
3		該当なし		
4				
5				